

報道機関各位

自然保護課

ツキノワグマ出没警報の発表について

ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領の基準に該当することから、下記のとおり「ツキノワグマ出没警報」を発表しますので、県民に対する注意喚起について特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 発表期間

令和3年10月4日（月） ～ 令和3年11月30日（火）

2 発表区域

県内全域

3 発表理由

令和3年10月2日（土）、平川市碓ヶ関久吉嶺ヶ平の農道でクマに襲われた可能性が高いとみられる死亡事故が発生したことから、ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領第4条第1号に規定する「クマによる死亡事故が発生し、又は出没件数が例年を大幅に上回ったとき。」に該当するものと判断したため。

4 注意喚起の内容（クマ被害の防止方法）

- ・ クマの出没状況に気を配り、出没が確認されている場所には近づかない
- ・ 山に入るときはなるべく複数で音を出しながら歩く
- ・ クマを誘引する生ごみや野菜・果実の残渣を適切に処理する 等

※ 最新の出没情報については、県ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/kuma_cyuu.html

5 今後の対応

- (1) 各市町村及び関係団体等に対し警報発表を通知し、注意喚起の周知を依頼
- (2) 県の広報媒体で（ホームページ、ラジオ等）を活用した県民への注意喚起
- (3) 青森県ツキノワグマ被害防止連絡会議を開催し、庁内関係課と情報共有

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	環境生活部 自然保護課自然環境グループ 総括主幹 平井 勝博	
電話番号	内線	6505
	直通	017-734-9257
報道監	環境生活部 次長 松岡 浩美	

ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県民にツキノワグマ（以下「クマ」という。）の出没に係る注意を喚起し、クマによる人身被害及び農林水産物被害（以下、「人身被害等」という。）を防止するため、クマ出没に係る注意報及び警報（以下、「注意報等」という。）について必要な事項を定める。

(注意報等の名称)

第2条 注意報等の名称は、次のとおりとする。

- (1) クマ出没注意報（以下「注意報」という。）
- (2) クマ出没警報（以下「警報」という。）

(注意報発表の基準)

第3条 注意報は、次のいずれかに該当するときに発表する。

- (1) 前年秋のブナの結実が、並作又は豊作のとき。
- (2) 当該月のクマの目撃及び人身被害等の件数（以下「出没件数」という。）が例年より多いとき。
- (3) その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき。

(警報発表の基準)

第4条 警報は、次のいずれかに該当するときに発表する。

- (1) クマによる死亡事故が発生し、又は出没件数が例年を大幅に上回ったとき。
- (2) その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき。

(注意報等の発表)

第5条 県は、前2条の基準に該当すると認めたときは、注意報等を発表するものとする。

- 2 注意報等を発表する区域は、原則として県内全域とする。ただし、注意報等について、特定の区域内においてのみ人身被害等が多発したときは、発表する区域を限定することができるものとする。
- 3 注意報等の発表は、期間を定めて行うものとする。

(注意報等の周知)

第6条 県は、注意報等を発表したときは、県のホームページ等や報道機関を通じて県民に周知するとともに、各市町村、県警察本部、関係団体等及び状況に応じて隣接県に対し、その旨を通知し、注意喚起の徹底を図るものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、注意報等の発表に関して必要な事項は自然保護課長が定める。

附 則

この要領は、平成29年7月6日から施行する。

ツキノワグマ出没注意報等発表規程

平成29年7月6日
自然保護課

(注意報等の発表基準)

第1 ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領(以下「要領」という。)第3条及び第4条に定める注意報等の発表基準について、次のとおりとする。

(1) 注意報の発表基準

要領第3条(2)の「例年より多いとき」とは、原則として当該1か月間のツキノワグマの目撃、人身被害等の件数(以下「出没件数」という。)が、その月の過去5年間の平均値に1.5を乗じて得た数値以上になったときとする。

(2) 警報の発表基準

要領第4条(1)の「例年を大幅に上回ったとき」とは、原則として当該1か月間の出没件数が、その月の過去5年間の平均値に2を乗じて得た数値以上になったときとする。

(発表時期)

第2 要領第3条及び第4条の注意報及び警報(以下「注意報等」という。)の基準に該当すると認めるときは、速やかに発表するものとする。

(注意報等の発表対象地域)

第3 注意報等を発表する区域は、原則として県内全域とするが、要領第5条第2項に規定する区域を限定する場合は、県民局単位とする。

(注意報等の発表期間)

第4 要領第5条第3項に規定する期間は、原則として11月30日までとする。

(注意報等の発表の周知)

第5 要領第6条に規定する関係団体等は、青森県猟友会、青森県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会青森県本部、青森県りんご協会、青森県養蜂協会、青森県森林組合連合会、青森地域広域事務組合消防本部、弘前地区消防事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、五所川原地区消防事務組合消防本部、十和田地域広域事務組合消防本部、下北地域広域行政事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、中部上北広域事務組合消防本部、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部、三沢市消防本部、つがる市消防本部及び青森県山岳遭難防止対策協議会とし、当該団体には傘下の組織への周知を依頼するものとする。